平成２５年（フ）第１５９号
兵庫県加古川市山手１丁目19番18号
債務者　乾　貴美子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１６５号
兵庫県姫路市飾西728番地３　夢前和楽園
債務者　河端　厚子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３０９号
広島市西区観音新町１丁目30番２―602号
債務者　井上　　隆
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２７号
広島県安芸郡府中町本町１丁目３番８―301号　西本ビル
債務者　猪上　正己
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手2002番地５　プラシードⅡ―101号
債務者　森川ふき子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９５号
佐賀県佐賀市諸富町大字山領815番地３　エランドール諸富Ａ102号
債務者　池田　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
鹿児島県霧島市霧島田口2559番地
債務者　吉村ツユ子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
秋田県能代市字大瀬儘下29番地１　16棟５号
債務者　野呂田春文
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１５号
秋田県能代市字大瀬儘下29番地１　17棟４号
債務者　小林　鉄江
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１６号
秋田県能代市字大瀬儘下29番地１　17棟４号
債務者　越後佳保子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２５号
千葉県茂原市本納1670番地１　ミサワホーム本納第一コーポ２階７号
債務者　庄司　義行
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
新潟市中央区弁天橋通２丁目29番９号２トゥールトローＡ
債務者　酒井　智秋
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８０号
新潟市西区寺尾東１丁目５番32号、前住所新潟市中央区米山３丁目１番31号　パストラルハイム米山弐番館813号
債務者　上中　耕二
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1137番地２、前住所新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1043番地１
債務者　新津谷　徹
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２４号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1137番地２、前住所新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1043番地１
債務者　新津谷キソエ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２３号
金沢市鞍月３丁目10番地　シェークル21　Ａ202号、従前の住所群馬県前橋市富士見町時沢1411番地１
債務者　森田　浩之
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１３８号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目243番地11
債務者　疋田　八栄
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
金沢地方裁判所